

滋賀県興行場法等施行細則

昭和 59 年 10 月 1 日
滋賀県規則第 63 号

改正 昭和 61 年 6 月 24 日 規則第 38 号 平成 6 年 3 月 31 日 規則第 17 号
平成 8 年 4 月 1 日 規則第 34 号 平成 10 年 10 月 1 日 規則第 61 号
平成 13 年 10 月 26 日 規則第 105 号 平成 17 年 3 月 31 日 規則第 24 号
平成 20 年 10 月 16 日 規則第 84 号

滋賀県興行場法等施行細則をここに公布する。

滋賀県興行場法等施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、興行場法（昭和 23 年法律第 137 号。以下「法」という。）
および滋賀県興行場法施行条例（昭和 59 年滋賀県条例第 30 号。以下「条例」と
いう。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第 2 条 法第 2 条第 1 項の規定により許可を受けようとする者は、興行場営業許可
申請書（別記様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 興行場の周囲 300 メートル以内の見取図
- (2) 興行場の配置図、立面図および各階の平面図
- (3) 法人にあつては、その登記事項証明書
- (4) その他知事が必要と認める書類

(地位の承継の届出)

第 3 条 法第 2 条の 2 第 2 項の規定による相続による営業者の地位の承継の届出
は、興行場営業承継届出書（相続）（別記様式第 2 号）に次に掲げる書類を添え
てしなければならない。

- (1) 戸籍謄本
- (2) 相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位
を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

2 法第 2 条の 2 第 2 項の規定による合併または分割による営業者の地位の承継
の届出は、興行場営業承継届出書（合併・分割）（別記様式第 3 号）に合併後存
続する法人もしくは合併により設立された法人または分割により当該興行場営
業を承継した法人の登記事項証明書を添えてしなければならない。

(変更等の届出)

第 4 条 営業者は、興行場の構造設備もしくは第 2 条の申請書に記載した事項を変
更したとき、または営業の全部もしくは一部を停止し、もしくは営業を廃止した
ときは、10 日以内に興行場営業（変更・停止・廃止）届（別記様式第 4 号）に
次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 変更の場合は、変更内容を証する書面および許可指令書の写し
- (2) 停止の場合は、許可指令書の写し
- (3) 廃止の場合は、許可指令書
- (4) その他知事が必要と認める書類

(構造設備の基準)

第5条 条例第2条第10号に規定する入場者用便所は、次の構造設備とすること。

- (1) 男子用および女子用に区別した水洗式便所であること。
- (2) 床面および内壁は、耐水性の材料を用い、清掃を容易に行うことができる構造であること。
- (3) 便器の数の合計は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に掲げる数以上であること。

観覧場の定員による区分	便器の数
100人以下のもの	3個
100人を超え500人以下のもの	$3 + (\text{定員} - 100) \times (3 / 100)$ 個
500人を超え1,500人以下のもの	$15 + (\text{定員} - 500) \times (2 / 100)$ 個
1,500人を超えるもの	$35 + (\text{定員} - 1,500) \times (1 / 100)$ 個

2 条例第2条第11号の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 座布団等を使用する場合は、清潔で衛生的に保管できる設備を設けること。
- (2) 適当数の清掃用具および必要に応じ散水用具を備え、これらを清潔で衛生的に保管できる設備を設けること。
- (3) 適当数のゴミ箱を設けること。
- (4) 適当な場所にごみの集積場を設けること。
- (5) 入口には、泥土除去用の敷物等を置くこと。
- (6) ねずみ、昆虫等の侵入を防止するため、外部に開放されている窓等に金網等を設けること。

(衛生措置の基準)

第6条 条例第3条第2号の規定によるねずみ、昆虫等の発生のおよび侵入の防止ならびに定期的な駆除は、次により行わなければならない。

- (1) ねずみ、昆虫等が発生しないように必要な措置を講じること。
- (2) ねずみ、昆虫等の発生場所、生息場所および侵入経路ならびにねずみ、昆虫等による被害の状況について、6月以内ごとに1回、定期的かつ統一的に調査を実施し、当該調査の結果に基づき、必要な措置を講じること。
- (3) ねずみ、昆虫等の駆除の実施記録を2年以上保存すること。

2 条例第3条第3号の規則で定める空気環境の基準は、次のとおりとする。

- (1) 炭酸ガスの含有率は、100万分の1,500以下であること。
- (2) 浮遊粉じんの量は、1立方メートルにつき0.2ミリグラム以下であること。

- (3) 空中落下細菌(生菌)数は、標準寒天培地を入れた内径9センチメートルのペトリシャーレを5分間露出し、37度、48時間培養において50個以下であること。
- (4) 空気調和設備を設けている場合は、前3号に定めるもののほか次の基準によること。
 - ア 温度は、17度以上28度以下とし、冷房する場合は、外気との温度差は著しくしないこと。
 - イ 相対湿度は、30パーセント以上80パーセント以下であること。
 - ウ 気流は、毎秒0.5メートル以下であること。
- (5) 前各号に掲げる事項に係る測定は、必要に応じ実施し、その実施記録を2年以上保存すること。

3 条例第3条第9号の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 座布団等およびこれらの保管設備は、常に清潔で衛生的に保つこと。
- (2) 清掃用具等およびこれらの保管設備は、常に清潔で衛生的に保つこと。
- (3) ごみは、適切に処理し、ごみ箱およびごみの集積場は、常に清潔で衛生的に保つこと。
- (4) 定員を超えて入場させないこと。
- (5) 入場者の衛生を保持するため、必要な注意事項を場内の適当な場所に掲示すること。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 滋賀県興行場法等施行細則(昭和31年滋賀県規則第31号)は、廃止する。

付 則(昭和61年規則第38号抄)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成6年規則第17号)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の関係規則に規定する様式による用紙は、平成7年3月31日までの間は、これを使用することができる。

付 則(平成8年規則第34号)

- 1 この規則は、平成8年7月1日から施行する。
- 2 改正前の滋賀県興行場法等施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則(平成10年規則第61号)

- 1 この規則は、平成10年11月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある関係規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、使用することができる。

付 則（平成 13 年規則第 105 号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある第 1 条から第 8 条までの規定による改正前のそれぞれの規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（平成 17 年規則第 24 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の関係規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（平成 20 年規則第 68 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。